

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	平成27年11月30日 政策調整会議	
開 催 日 時	平成27年11月30日（月） 午前9時～午前9時53分	
開 催 場 所	朝霞市役所 別館3階 市長公室	
出 席 者	神田市長公室長、重岡危機管理監、上野総務部長、内田市民環境部長、三田福祉部長、薮塚健康づくり部長、澤田都市建設部長、田中会計管理者、佐藤水道部長、木村議会事務局長、嶋学校教育部長、金丸生涯学習部次長（島村生涯学習部長代理）、内田監査委員事務局長 （担当課） 佐藤政策企画課長、関口同課主幹兼課長補佐、同課政策企画係櫻井主査 （事務局） 政策企画課政策企画係山崎主事	
会 議 内 容	1 朝霞市基地跡地利用計画（案） 2 組織機構等の変更について	
会 議 資 料	・朝霞市基地跡地利用計画（案） ・朝霞市基地跡地利用計画（案）[資料編] ・組織機構等の変更について	
会 議 録 の 作 成 方 針	☐ 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	☐ 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	☒ 要点記録	
	☐ 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	☐ 会議録の確認後消去 ☐ 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁	
そ の 他 の 必 要 事 ペ ー ジ		

【議題】

1 朝霞市基地跡地利用計画（案）

【説明】

（担当課：佐藤課長）

平成27年11月27日に、朝霞市基地跡地利用計画（案）について、朝霞市基地跡地利用計画見直し検討委員会の委員長から提言があった。

現段階では計画（案）の表紙は検討委員会となっているが、庁議に諮るときには朝霞市に変更して決定していただきたい。

（担当課：櫻井主査）

朝霞市基地跡地利用計画の見直しの背景は、基地跡地に予定していた国家公務員宿舎の建設の中止が決定したことを受け、財務省関東財務局長から基地跡地利用計画の見直しと再提出が求められたことから、平成26年5月に朝霞市基地跡地利用計画見直し検討委員会を設置、計画の見直しを行ってきた。

今回の見直し、朝霞税務署東側に朝霞公共職業安定所、通称ハローワークの建設が決定したことに伴い、その用地約0.3ヘクタールを除いた計19.1ヘクタールを対象としている。計画（案）3ページの図に赤線で囲われている部分がその対象である。

整備完了の時期を21世紀中頃とし、現行の計画が策定されるまでの検討の蓄積を大事にする観点から、基本的に現行の計画を基礎として、状況の変化等を踏まえて必要な修正を加えるとともに、まちづくりの観点から周辺地域との関連性も踏まえて、計画の見直しを行った。

基地跡地整備の基本方針は、現行の計画に位置づけている基本理念を踏襲し、基本方針及び基本コンセプトを設定した。なお、基本方針1にある「次の朝霞づくりのための拠点」の「次の朝霞」とは、第5次朝霞市総合計画に定められる「市の将来像」及び「将来像の基本概念」から描き出される「朝霞」を示している。

土地利用計画について、今回の見直しの主なポイントは3点ある。

1点目は、現在、朝霞の森として運用している用地と複合施設用地を公園用地に変更して、「みどりの拠点ゾーン」を拡大し、青葉台公園や朝霞中央公園との連携、一体的利用の可能性を高めたいと考えている。

2点目は、基地跡地周辺の公共施設の集約化を可能とする用地として、現行計画の図書館北側の公園用地を公共施設用地に変更する。

3点目は、現行計画のシンボルロードを市役所まで延伸して、駅からの動線である、駅前通りと結節させ、朝霞駅南口の活性化に向けた可能性を高めたいと考えている。

この見直しのポイントや現況の土地利用を踏まえて、ゾーニングと土地利用計画を定

めている。その詳細は、計画（案）の１２、１３ページに記してある。

計画（案）１４ページから２６ページまでは、主要ゾーンの整備方針として、１２ページに示している７つのゾーンについて、それぞれの土地利用の方針や活用イメージなどを示している。なお、活用イメージについては委員会での委員の発言や市民の方から出された意見等を反映している。

それぞれのポイントは、次のとおりである。

みどりの拠点ゾーンについては、引き続き防災公園として位置づけるとともに、現在の樹木を生かした空間や花火を打ち上げる空間などさまざまな利用ができる空間を考えている。

市民サービスの拠点ゾーンについては、公共施設の移転集約をするのに際して、７つの施設を仮の条件としているが、公共施設用地に集約する国、県、市の施設については今後、各施設の状況を踏まえて改めて検討することとしている。

シンボルロードについては、その整備や活用イメージについて、緑の現況を踏まえて、３つのタイプに分けて意見交換を実施した。計画（案）の２３から２５ページは各タイプのイメージを示している。

実現化の方針としては、用地取得、整備費等に係る補助金等の活用、周辺地域との連携として、朝霞駅周辺や旧第四小学校跡地について、また、民間活用、収益性の確保について記載している。特に旧第四小学校跡地については、民間資金や民間活力の導入により基地跡地の維持管理費の確保やＰＦＩ方式の活用や定期借地などを検討することとしている。

整備計画と事業費については、整備計画として、本計画の見直し後に予定している朝霞市基地跡地地区計画」や「朝霞市基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画」の見直しや計画に沿った整備概要について記載している。

先行プロジェクトとして、シンボルロードについては、市が道路法に基づき道路認定を行うことで用地の無償貸付けを受けることができることから、市民まつり彩夏祭の円滑な運営に資するなど、市民による基地跡地早期有効活用のため、シンボルロードを先行して着手することを目指す。

事業費等の概算としては、用地取得費、整備工事費、維持管理費について試算している。

計画の推進に向けて、基地跡地利用計画見直し検討委員会において、委員から出された柿の意見を今後の事業において参考とすべき事項として残す。

別冊の「朝霞市基地跡地利用計画（案）〔資料編〕」については、計画本編の「６．計画の推進に向けて」や「７．資料」に掲載することのできなかった委員の意見や意見交

換会、説明会、パブリックコメント等で市民の方からの意見について、今後、各所管で計画を策定する際に参考にしてもらうように委員会の総意の元、作成した参考資料である。

今後の予定としては、庁議を経た後、本計画を関東財務局に提出する。

朝霞市基地跡地利用計画（案）の説明は以上である。

【意見等】

（都市建設部長）

関東財務局に提出するのは計画本編だけなのか。資料編は提出しないのか。

（担当課：櫻井主査）

関東財務局からは計画本編の提出を求められているが、参考として資料編も提出したいと考えている。

（田中会計管理者）

シンボルロードの延伸に伴い、ハローワーク脇の土地について調整はできているのか。

（担当課：桜井主査）

ハローワーク東側の残地部分については、市が所有し、シンボルロード用地として利用する旨をハローワーク及び関東財務局に伝えて、了承も得ている。

（木村議会事務局長）

庁議を経た後に計画を関東財務局へ提出するとのことだが、議員への対応はどのように考えているのか。

（担当課：佐藤課長）

議会へは、案の段階で全員協議会において説明をして意見等を求めたが、意見の提出がなかった。今回の提言をまとめたものについては、議会へ配布して対応させていただきたい。

（田中会計管理者）

計画の表紙を朝霞市に変更するとのことだが、見開き２ページ目に「本計画のとりまとめにあたり」として、検討委員会の委員長の文章を掲載しているが、計画書を朝霞市として作成するのであれば市長の文章が掲載することになると思っているが、どのように考えているのか。

（担当課：佐藤課長）

検討委員会からの要望により掲載をしている。担当としても市長の文章が入ってくるものだとして理解しているので、市長の文章についても準備してある。公表の段階で、検討委員会からの文章の前に掲載する予定である。

（神田市長公室長）

公表の段階ではなく、決定の段階で入っている必要があるのではないか。

(担当課：佐藤課長)

指摘を踏まえて、次回の庁議で参考資料として配布する。

(薮塚健康づくり部長)

計画本編の１７ページに、対象７施設を集約するとあるが、どこを確認すればよいのか。１８ページに地図があり、この７施設がそれにあたると思うが、数ある施設の中でなぜこの７施設としたのか。

(担当課：櫻井主査)

現行の利用計画にある移転・集約の対象施設を基に設定しているものであり、新規に設定したものではない。

(神田市長公室長)

補足すると、７施設とは１８ページの地図にある７施設が列記されているが、本計画自体が構想レベルのものであり、対象施設を仮定したうえで、必要な面積等の考察をするという前提であり、これを基に直ちに事業を展開するというものではない。

(三田福祉部長)

前の計画が前提となって、今回の計画が出ることになるのか。そうでないと言いう７施設が前の計画を見ないと分からないのではないのか。

(薮塚健康づくり部長)

１８ページの見出しが「周辺公共施設の概要」とあり、それでは対象外とした４施設も入るものと誤って捉えられるのではないのか。また、１７ページでは「仮定条件」とあり、すぐさま１８ページの７施設と結びつきにくい。

(神田市長公室長)

誤解を生じかねない表記であるため、表現を検討し、修正する。

議会や市民に対して公表することで、この計画に基づいてすぐに集約されるのかと誤解されやすい部分であり、前の計画でもそのような話があった。しかし、構想にあたっては、何も前提条件を作成せずに、公共用地としての取得を国に申し出ることはできないので前提条件をつけて仮定している。ただ、誤解が生じる表現ではいけないので、その点は修正する。

(金丸生涯学習部次長)

１８ページにある７施設は、将来的にこの計画の中では、図書館や中央公民館を集約する想定となっているのか。

(神田市長公室長)

さまざまなケースが想定されるが、現段階でこの７施設を集約した場合には図書館北側の土地が必要であるという旨を説明している。

建物の老朽化や住民ニーズによっては見通せない点があるので、その段階で再度精査する必要があるが、現段階においては１．７ヘクタールの敷地が必要である定義づけをしている。

【結果】

- ・一部修正のうえ、庁議に諮ることとする。

2 組織機構等の変更について

【説明】

(担当課：関口主幹)

組織機構等の変更について説明する。

朝霞市の組織機構については、平成26年度に機構改革を行ったところだが、その後の市を状況の変化などに対応するため、変更するものである。

変更内容は、防犯事業を、地域づくり支援課から危機管理室へ移行すること、政策企画課内にオリンピック・パラリンピック準備室を設置することの2点である。

まず1点目の防犯事業の担当課変更については、平成26年度の機構改革時において、当時の危機管理課から地域づくり支援課へ移管した。今回はこの変更を以前のものに戻すことになるが、地域づくり支援課の事務内容の見直しやオリンピック・パラリンピック開催に伴う危機管理体制を強化するために変更するものである。

2点目のオリンピック・パラリンピック準備室の設置について説明する。

目的としては、朝霞市は平成32年に開催される東京オリンピック・パラリンピックにおいて、射撃競技の会場となる。それにより多くの方が朝霞市に来ることが予想され、これを機に朝霞市を広くPRし、多くの集客のためにプロモーション活動の中心を担うほか、観光客を受け入れる準備や、外部との折衝を行うために設置するものである。

組織については、全庁にわたる施策を総合的にまとめる役割を有する観点から政策企画課内に設置することとする。

事務分掌については、資料のとおり3点を予定している。

オリンピック・パラリンピック準備室長は課長級を予定している。また、今後については、庁議において審議いただいた後、朝霞市部室設置条例及び朝霞市事務分掌規則を改正する。なお、条例改正については3月議会を予定している。

組織機構等の変更についての説明は以上である。

【意見等】

(佐藤水道部長)

オリンピック・パラリンピック準備室を政策企画課内に設置するとのことで、係と同じ位置付けと捉えているが、室長は課長級を置くとのことだが、それだけでは決裁権は生じないが、どのような対応を考えているのか。

(担当課：佐藤課長)

他市では、課内室という、プロジェクト的なものを導入しており、例えば新座市では「地下鉄12号線対策室」を課内に置いており、本市でも導入したいと考えている。

課内室の位置付けについては、政策企画課内に設けるが、室長を課長同等で、決裁権を課長に持たせる、朝霞市では初めての試みである。

(佐藤水道部長)

政策企画課内には、課長が2人いることになるのか。また、人員体制はどのように考えているのか。

(担当課：佐藤課長)

室の人事・サービスや基本的な施策の判断については室長に決裁権を持たせる考えでいる。

(佐藤水道部長)

出勤簿や年休簿などの庶務はどこが行うのか。

(担当課：佐藤課長)

庶務の取扱も準備室で行う。予算については政策企画課で計上するが、執行権と決裁権は室長に持たせる。人員体制は現段階では2名を配置する予定で考えている。

(澤田都市建設部長)

オリンピック・パラリンピック準備室についてだが、増員が見込めず、課として独立させるのが難しいので政策企画課内に置くという理解でよいのか。

(担当課：関口主幹)

事務分掌でオリンピックや50周年事業について記載しているが、この準備室だけで実施することは難しいと考えている。各課の事業等で協力いただき実施するものである。オリンピック事業は、準備室だけでは実施することが難しく、全庁におよび実施する事業と捉えて、他部、他課との調整が必要になってくるため政策企画課内に設置することとした。

(田中会計管理者)

防犯事業を地域づくり支援課から危機管理室に移行する理由については、今後、オリンピック・パラリンピックの開催という大きな事業があるため、危機管理という点を打ち出していった方がよいのではないかと。

(担当課：関口主幹)

再度検討する。

(三田福祉部長)

東京オリンピック・パラリンピックが終わるとこの組織は解散するのか。また、市制施行50周年も数年で終わるが、市のプロモーションに関することであればオリンピックや周年事業に関係ないものだと思うが、どのように考えているのか。

また、室の名称についてだが、東京オリンピック・パラリンピック準備室にしてはどうか。対外的にプロモーションしていく時に、「東京」とつけて、東京オリンピック・パラリンピック準備室にした方が分かりやすいのではないかと。

(担当課：佐藤課長)

2020年の東京オリンピック開催のその後ということだが、準備室は解散することになる。市のプロモーションについては、他の部署に引き継ぐのか、政策企画課で継続して実施するのかは今後検討していく。

部署の名称については、埼玉県や川越市を参考に設定した。この２ヶ所では「東京」を付けていなかったなので、オリンピック・パラリンピック準備室という名称に留めた。
(神田市長公室長)

市のシティセールスについてはオリンピックや50周年事業に関係なく、恒常的に行っていきたいと考えている。現在は産業振興課や市政情報課が実施してくれているが、オリンピックと50周年は、朝霞市を対外的に売り出す事業として利用し、事務分掌の3つ目の市のプロモーションに関することについては、発展的に次につなげていきたいと考えている。

【結果】

- ・一部修正のうえ、庁議に諮ることとする。

【閉会】